

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	浪江町おこめ券配付事業	①食料品の物価高騰による負担を軽減するため、町民に対しおこめ券を配付する。 ②おこめ券及び事務費 ③おこめ券 14,200人×10枚×477円+配送料50,000円=67,784千円 事務費(需用費、役務費、使用料及び賃借料) 5,846千円 ④令和8年1月1日時点で住民基本台帳に記載のある町民	R7.12	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	浪江町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者等の経費負担を緩和するため、事業者等に支援金の給付を行い、事業継続を支援する。 ②事業者等への支援金及び役務費(郵送料等)として支出 ③事業者等への支援金50千円×180者=9,000千円、役務費32千円 合計9,032千円 一般財源1,125千円充当 ④町内中小企業者及び個人事業主	R7.8	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	町内飲食店食材調達補助事業(R7予備費分)	①エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、飲食店に対し、町事業者から食料品を購入した際に補助金を交付し、飲食店及び飲食店に卸している小売業双方を支援する。 ②飲食店が町事業者から食料品を購入する経費 ③対象経費の3/10。ただし月額100千円を上限とする。 35店舗×50千円×12月 ④町内事業者(飲食店)	R7.4	R8.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金負担軽減事業(生活者支援分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、水道料金のうち基本料金を減免する。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金の減免に係る費用及び事務費 ③水道料金のうち基本料金の減免 ・減免期間 令和8年2月請求分から令和8年3月請求分 ・減免額 3,025千円×2か月=6,050千円 事務費(郵送料) 150千円 ④水道使用者(生活者分)(官公署を除く)	R8.2	R8.3

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	水道基本料金負担軽減事業(事業者支援分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、水道料金のうち基本料金を減免する。 ②水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金の減免に係る費用及び事務費 ③水道料金のうち基本料金の減免 ・減免期間 令和8年2月請求分から令和8年3月請求分 ・減免額 1,015千円×2か月=2,030千円 事務費(郵送料) 20千円 ④水道使用者(事業者分)(官公署を除く)	R8.2	R8.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当上乗せ給付事業	①物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、児童手当受給世帯への物価高対応子育て応援手当に1人あたり5千円の上乗せ給付を行う。 ②物価高対応子育て応援手当への上乗せ分 ③対象児童1,360人×5千円=6,800千円 ④児童手当受給世帯	R8.1	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	認定こども園給食賄材料費支援事業	①食料品価格の物価高騰の影響を緩和するため、町内認定こども園の給食賄材料費に対し物価高騰対策支援を行うことで安定的な給食の提供をする。 ②町内認定こども園の給食賄材料費(園児分のみ) ③R7給食賄材料費見込額とR6給食賄材料費決算額の差額 7,442千円-5,879千円=1,563千円 ④町内認定こども園	R7.4	R8.3
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食食料品価格高騰対策事業	①学校給食の食料品価格高騰による小中学生の保護者の給食費の負担を軽減するため、学校給食共同調理場に対し高騰した分の食材購入費(教職員分は除く)(令和8年1月分から令和8年3月分)に相当する金額を交付する。 ②学校給食における食材購入費高騰分 ③一食あたりの高騰分40円 ・なみえ創成小学校 児童数61人×食数44食(R8.1月からR8.3月)×高騰分40円 =107,360円 ・なみえ創成中学校 1年、2年 生徒数14人×食数42食(R8.1月からR8.3月)×高騰分40円 =23,520円 3年 生徒数9人×食数40食(R8.1月からR8.3月)×高騰分40円 =14,400円	R8.1	R8.3

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	住民税非課税世帯等特別給付金事業	①電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し給付金の給付を行い、電気、ガス、食料品等の価格高騰による影響を緩和する。 ②住民税非課税世帯等への給付金及び事務費 ③給付金:1世帯当たり 20,000円×2,500世帯=50,000,000円 事務費(需用費・役務費・委託料):1,105,000円 ④住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯:約2,500世帯	R8.2	R8.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	町内飲食店食材調達補助事業(R7補正分)	①エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、飲食店に対し、町事業者から食料品を購入した際に補助金を交付し、飲食店及び飲食店に卸している小売業双方を支援する。 ②飲食店が町事業者から食料品を購入する経費 ③対象経費の3/10。ただし月額100千円を上限とする。 35店舗×50千円×12月 ④町内事業者(飲食店)	R7.4	R8.3